

アダルトサイトのワンクリック詐欺などの解決 をうたう探偵事業者に是正勧告

本日、東京都は、アダルトサイトのワンクリック詐欺被害などに遭った消費者に「当社が解決に向けて動くことができます。」などと告げて契約を結んでいた探偵事業者に東京都消費生活条例（以下「条例」という。）第48条に基づく勧告を行いました。 ※詳細は別添のとおり。

事業者の概要

- 事業者名 株式会社リサーチソリューション（代表取締役 古澤 修平）
- 所在地 東京都渋谷区広尾一丁目11番4号
- 設立 平成27年10月
- 業務内容 探偵業（東京都公安委員会 平成28年2月29日届出）
- 売上高 約2,000万円（平成28年3月～平成29年3月）（注1）



こちらで、請求を
止めることができ
ます！

（注1）事業者から提出を受けた資料などによる。

事業者に関する都内の相談の概要（平成29年4月27日現在）

平均年齢	平均契約額	相談件数			
		27年度	28年度	29年度	合計
約47.6歳 (19歳～81歳)	約5万7,382円 (最高:21万6,000円)	9件	124件	1件	134件

消費者の方へ

- 身に覚えのない架空請求は、無視しましょう。架空請求事業者から「法的措置をとる。」などと言われても、慌てて金銭などの支払を絶対にしないでください。
- 探偵事業者は、弁護士のように被害者に代わって事業者と交渉することはできません。
- インターネットの検索方法によっては、公共機関の相談窓口以外の事業者広告も表示される場合があります。行政の消費者相談窓口は、「局番なしの188」へ。

≪東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では、同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。≫

- 「ワンクリック請求を解決する」という事業者に交渉を依頼した！平成27年8月19日

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/150819.html>

- 行政の相談窓口だと思って相談したら、料金を請求された！平成26年12月9日

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/141209.html>

【問合せ先】

担 当 生活文化局消費生活部取引指導課
電 話 03-5388-3074

東京都消費生活条例（以下「条例」という。）第48条に基づく勧告

1 事業者の概要

事業者名 株式会社リサーチソリューション
代表者名 古澤 修平
所在地 東京都渋谷区広尾一丁目11番4号 共立ビル502
設立 平成27年10月
業務内容 探偵業（東京都公安委員会第30160047号 平成28年2月29日届出）
売上高 約2,000万円（平成28年3月～平成29年3月）（注1）
従業員数 4名（代表者含む）

（注1）事業者から提出を受けた資料などによる。

2 勧誘行為等の特徴

- （1）「消費者トラブル調査相談センター」という名称を用い、「悪質な被害は解決できます。お一人で悩まず、まずは当社までご連絡をください。ワンクリック詐欺専門の相談員が親身になって無料でご相談にのります。」などと探偵業務に係る取引以外のことを主要な目的であるかのようなインターネット広告を掲載し、アダルトサイトの架空請求などの無料電話相談を24時間受け付ける。
- （2）相談した消費者に、探偵業務の調査だけでは解決することができない内容であるにもかかわらず、「架空請求の事業者は法的措置を裁判所にするために動いています。当社が解決に向けて動くことができます。」などと言って勧誘を行う。
- （3）また、勧誘に際して「事業者から間違いなく請求がきます。支払わなければ訴訟になります。」などと告げた後、「今からすぐに動かないと間に合わない。」などと言って消費者の不安を煽る。

3 勧告の内容

- （1）探偵業務に係る取引の意図を明らかにせず、又は探偵業務に係る取引以外のことを主要な目的であるかのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。
- （2）探偵業務に係る取引に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

4 勧告の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	根拠条文
探偵業務に係る取引以外のことを主要な目的であるかのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘している事実があった。	条例第25条第1項第3号 同規則第6条第1号 (販売目的不明示)
探偵業務に係る取引に際し、探偵業務の調査だけでは解決することができない業務内容であるにもかかわらず、「架空請求の相手事業者は、法的措置を裁判所にするために動いています。当社が解決に向けて動くことができます。」などと、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について事実と異なることを告げて、契約の締結を勧誘している事実があった。	条例第25条第1項第3号 同規則第6条第3号 (不実告知)

5 今後の対応

- (1) 勧告内容に対する改善措置について、平成29年5月19日までに都知事あてに報告させる。
- (2) 勧告に従わない場合には、条例第50条に基づき、その旨を公表する。

なお、当該事業者は、平成29年4月12日付で都知事あてに提出した意見書において、真摯に受け止め業務の改善を図る旨を表明している。

◎ 少しでも不審に思ったり、同様のトラブルでお困りの方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

☎ 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 (相談専用番号)

事例1

平成28年11月、消費者甲が自宅のパソコンからアダルトサイトに接続したところ、突然「会員入会、〇〇円支払ってもらいます。」などと画面に表示された。もし、本当に請求がきてしまったらどうしようかと不安になった甲は、消費者センターに相談することにした。

甲が、インターネットで消費者センターの連絡先を調べたところ、消費者センターのようなページタイトルを見つけた。甲は、そのページタイトルが都内の消費者センターのものであると思い、ホームページを開いてそこに記載されていた連絡先に電話をかけた。しかし、その連絡先は、消費者センターのものではなく探偵業者が運営している相談窓口だった。

甲は、電話口に出た担当者Aにワンクリック請求の被害に遭ったことなどを話した。するとAは、「事業者から間違いなく請求がきます。支払わなければ訴訟になります。今から対処に動きますが、うちは5万4,000円かかります。うちに任せてくれれば調査からその後の対応まで全部やります。」などと言った。不安になった甲が「今からでも間に合いますか。」とAに尋ねたところ、Aから、「今からすぐに動かないと間に合わない。」と言われた。ますます不安になった甲は、Aに調査を依頼することにした。

しかし、甲は時間が経つにつれて、Aの言っていたことに疑問を感じ始めた。甲が電話をかけた相談窓口のことを調べてみたところ、探偵業者が運営していることが分かった。

そこで、甲は、これまでの経緯を消費者センターに相談した。

結局、甲は探偵業者に調査を依頼しなかったが、その後、アダルトサイトの事業者から自宅に請求書が届いたり、電話がかかってきたりしたことはなかった。

事例2

平成28年10月、消費者乙のスマートフォンに〇〇〇というところから「有料動画サイトの料金を6か月滞納しているので、今日中に振り込むように。放置すると法的措置をとる。」という内容のショートメールが届いた。乙は不安になり、区の消費者センターに相談することにした。

乙が、区の消費者センターの連絡先を調べたところ、区の消費者センターのようなホームページを見つけた。しかし、そのページは、区の消費者センターのものではなく民間の相談窓口のホームページだった。すぐに乙は、区の消費者センターではないことに気付いたが、相談するだけという気持ちで掲載されていた連絡先に電話をかけた。

乙が電話をかけたところ、担当者Bが電話口に出た。乙は、Bに身に覚えのない請求がきて法的手続きを取ると言われたことなどを話した。すると、Bは、「架空請求の相手事業者は、法的措置を裁判所にするために動いています。当社が解決に向けて動くことができます。」と言った。

乙は、Bに調査を依頼することにしたが、時間が経つにつれて、Bが解決のための費用を要求してきたことに疑問を感じ始めた。そこで、乙はこれまでの経緯を都内の消費者センターに相談した。都内の消費者センターのアドバイスは、架空請求については放っておくという方法があるというものだった。

事例3

平成28年11月、消費者丙は意図せず有料アダルトサイトに登録してしまった。

丙は不安になり、区の消費者センターに相談することにした。丙が、消費者センターの連絡先をスマートフォンで調べたところ、検索後に表示された画面の一番上に区の消費者センターのようなページタイトルを見つけた。丙は、そのホームページを初めて見たときに、消費者センターのものであると勘違いした。後から分かったことだが、そのホームページは区の消費者センターのものではなく探偵業者のものだった。

丙が、ホームページに記載された連絡先に電話をかけたところ、受付Cが電話口にでたが、すぐに担当者Dに電話を取り次いだ。丙は、Dに意図せず有料アダルトサイトに登録されてしまったことなどを話した。すると、Dは「請求はきてしまうと思うから、このまま放っておけません。あなたに請求がきてから動いてもいいが、こちらに頼んでもらえればその前に動けますよ。住所もわれちゃうかもしれない。」と言った。不安になった丙は、Dに調査を依頼することにしたが、電話をかけただけで相手に住所が分かってしまうのだろうかという疑問に思い始めた。

そこで丙は、これまでの経緯を区の消費者センターに相談した。区の消費者センターのアドバイスは、ワンクリック請求については基本的に無視をして放置するというものだった。

その後、丙に有料アダルトサイトから請求書が届いたり電話がかかってきたりしたことは一度もない。